

栃木市空き物件活用出店促進事業費補助金

栃木市で空き物件を活用しての創業や事業展開をお考えの方！

対象区域内の空き物件を活用して新たに開業する方に対し、**栃木市空き物件活用出店促進事業費補助金**を交付します。

補助内容

店舗改装費の**1/2**（補助限度額：**150万円**）

※補助対象経費については裏面をご覧ください

空き店舗の要件

対象区域内にある3か月以上店舗として使用されていない店舗、住宅、事務所、蔵、倉庫等の建物

対象となる業種

- ①小売業（百貨店・総合スーパーを除く）
- ②飲食業（飲酒業は除く）
- ③サービス業（広く集客の見込めるもの。ただし遊戯業は除く）

※事務所、風俗業は対象外です。※業種については、事前にご相談ください。

補助対象者

次のどちらかに該当する方

- ①中小企業者又は市内で過去1年間店舗経営の経験がない新規開業者で、新たに空き店舗を活用して小売業、飲食業、サービス業を営む方
- ②法人格を有するまちづくり団体又は営利を目的としない団体（10人以上で構成されるもの）で、空き店舗を利用して地域課題の解決に寄与する事業を行う方

※空き店舗活用促進事業補助金の交付決定を受けた方は対象外です。



栃木市マスコットキャラクターとち介

対象区域、交付要件の詳細や申請書類様式についてはこちら！



お問合せ先

〒328-8686 栃木市万町9-25
栃木市役所商工振興課商工振興係

TEL:0282-21-2371 FAX:0282-21-2683

Mail:syoukou@city.tochigi.lg.jp

栃木市空き店舗活用補助金



店舗改装費の補助範囲

補助対象になるもの	対象にならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ◆天井、壁、床等の内装及び塗装 (畳、襖、障子の張り替えも可) ◆内装工事に付帯するコンセント及び照明取付用配線工事等の電気工事 ◆店舗の塗装及び店名の看板等の外観工事 ◆建物に作り付けのカウンター及び陳列棚の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆店舗設備 (厨房、冷暖房、什器等) ◆建物自体の強化 ◆従前の店舗使用者または店舗所有者の残存設備の撤去費用 ◆引っ越し費用、退店の際の撤去費用その他雑費

※上記以外のものにつきましては、お問い合わせください。
 ※年度内 (3/31) までに工事が完了するものが対象です。※他の補助金、給付金等の交付対象となった経費は対象外です。

提出書類

申請時提出書類	
・申請書類 (市指定) 一式 (ホームページ参照)	<input type="checkbox"/>
・本人名義の口座情報が分かるもの (通帳の写し等)	<input type="checkbox"/>
・店舗の賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
・対象経費の金額が分かる見積書の写し	<input type="checkbox"/>
・改装前写真	<input type="checkbox"/>
・市税完納証明書 (法人の場合は法人及び代表者) …他市の場合のみ	<input type="checkbox"/>
・法人履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) …法人のみ	<input type="checkbox"/>
・店舗位置図	<input type="checkbox"/>
・空き物件状況確認書	<input type="checkbox"/>
補助金請求時提出書類	
・請求書類 (市指定) 一式 (ホームページ参照)	<input type="checkbox"/>
・工事代金の領収書の写し	<input type="checkbox"/>
・改装後写真	<input type="checkbox"/>
・営業の許認可に関する書類の写し等 (食品営業許可証など)	<input type="checkbox"/>



栃本市マスコットキャラクターとち介

△注意

- ・予算上限に達した場合は申請受付を終了させていただくことがあります。
- ・本補助金は、改装工事着手前に事前相談のうえ、申請をいただき交付決定を行います。工事着手後の申請はお受けできません。
- ・補助対象経費や補助対象物件についてはお問い合わせ先までご相談ください。
- ・本案内に記載していない要件等もありますので、申請をお考えの方は必ず事前に問い合わせ先までご相談ください。

空き物件活用出店促進補助金の流れ

